

(別紙) 対照表

海上コンテナ用セミトレーラ連結車にかかる取扱いについて (平成15年5月9日付け道路交通管理課長から自交局技術企画課長あて通知)

別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの後軸重緩和に関する試験及び判定方法」

現 行	改 正 案
<p>1. ～7. 省略</p> <p>8. 同一型式車両への適用</p> <p>上記により得られた判定結果は同一型式の車両 (ただし、改造車を除く。) に適用できるものとする。</p>	<p>1. ～7. 省略</p> <p>8. 後軸緩衝装置の構造諸元が同一の車両への適用</p> <p>上記により得られた判定結果は、後軸緩衝装置の構造諸元 (懸架方式、ばね形式、主ばね寸法及びショックアブソーバー形式をいう。) が同一である車両 (ただし、改造車を除く。) に適用できるものとする。</p> <p>また、過去に適合判定を受けた車両と後軸緩衝装置の構造諸元が同一の車両 (ただし、改造車を除く。) に適用できるものとする。</p>